

1. 障害児支援の推進について

(1) 聴覚障害児への支援の推進について（関連資料1）

○ 厚生労働副大臣、文部科学副大臣が共同議長となった「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト会合」において、令和元年6月に提言がとりまとめられ、聴覚障害児の支援に関しては早期の支援が必要であるが療育の場が少ないこと、また、医療、保健、教育、福祉の連携が十分でないこと等が課題としてあげられた。これらを踏まえ、令和2年度に新たに

- (1) 聴覚障害児に対応する協議会の設置
- (2) 聴覚障害児支援の関係機関との連携
- (3) 家族支援の実施
- (4) 巡回支援の実施

等を行い、地域における聴覚障害児の支援体制を整備することにより、聴覚障害児に対して切れ目のない適切な情報と支援を提供することを目的とした「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を創設する。

○ 実施主体は都道府県・指定都市であり、上記の施策の実施を検討している自治体におかれては、必要に応じ厚生労働省障害福祉課までご相談いただきたい。

(2) 保育所等訪問支援の実施の一層の推進について（関連資料2）

- 平成28年6月3日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成30年4月1日から施行され、保育所等訪問支援の対象拡大などが図られたところ。
- 本事業を活用することで、たとえば児童養護施設に入所している子どもについて、児童発達支援センターなどの専門の職員が施設まで来て、子どもはもとより、施設の職員も含めた専門的支援を受けることができる。
- 本事業は、全国的にはまだまだ十分に活用されていない実態があるので、知的障害児・発達障害児等の処遇が困難なケース等について積極的に活用していただけるよう、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図ることを願います。

■利用方法等について

- ア. 乳児院又は児童養護施設に入所している障害児については、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置によるものであることから、保育所等訪問支援の提供についても、児童福祉法第21条の6に規定に基づき、やむを得ない事由による措置として市町村が支援の提供を委託すること。
- イ. 市町村は、障害児の保護者又は乳児院若しくは児童養護施設の施設長から利用相談があった場合には、児童相談所と密に連携して支援の必要性等について検討した上で委託すること。
- ウ. 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市は、乳児院等に入所している保育所等訪問支援が必要となる障害児の把握に努め、市町村と十分連携を図りながら、最善の措置を採ること。

■提供する支援内容

障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理指導担当職員等であって集団生活への適応のため専門的な技術を有する者等の専門的な支援であること。また、障害児支援の経験が豊富な児童発達支援センターの職員等が、乳児院・児童養護施設等に入所する障害児に対し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うだけでなく、乳児院・児童養護施設等の職員に対し、障害児の特性に応じた支援内容や関わり方の助言等を行うことにより、乳児院・児童養護施設等における障害児支援の質の向上を図ること。

■ その他

保育所等訪問支援の提供に係る費用の取扱い等については、「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日付障障発0625第1号）及び「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日付児家第50号）に基づくこと。

（3）医療的ケア児の支援について

○ 医療的ケア児等に関するホームページ（関連資料3）

厚生労働省のHPに、医療的ケア児とその家族に対する支援政策について、平成30年12月から新たに厚生労働省内の関係部局、関係府省の施策等を横断的に紹介するページを開設している。

本HPには、地方自治体における医療的ケア児のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置状況や支援のための取組等についても掲載しているので参考にされたい。

（掲載場所）ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 福祉・介護 ＞ 障害者福祉 ＞ 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

○ 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）（関連資料4）

医療的ケア児等の医療情報について、搬送先の医療機関において適切な医療が受けられる体制を整備するために救急時に医療情報を共有する「医療的ケア児等医療情報共有システム」が令和2年度初頭に本格稼働予定。

都道府県等におかれては、管内の医療的ケア児等とその家族に対し、厚生労働省ホームページ（近日中に公表予定）を案内いただく等により、システムの周知をお願いします。

（３）障害児入所施設の在り方に関する検討会について（関連資料５）

現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うため、有識者、関係者の参集を得て、平成31年２月６日に第１回を開催。

その後、本会を７回、福祉型ワーキンググループを４回、医療型ワーキンググループ４回を開催し、令和２年２月10日に最終報告書を提出。

（最終報告（抄）抜粋）

- 児童相談所と児童の状況や支援方針について情報交換する等、連携を強化することが必要である。
- 保育所等訪問支援事業の活用等により、入所施設の専門性を児童養護施設等にも伝えていくことが期待される。
- 入所施設が里親フォスティング機関の委託を受けるなど、里親やファミリーホームに委託されている障害児を支援する必要がある。
- 障害児支援を担当する障害保健福祉部は、社会的養護施策を担当する子ども家庭局と共に施策を進めるべきである。さらに厚生労働省として、都道府県・市町村に対しても担当部局間の緊密な連携及び都道府県・市町村間の連携を定期的に要請すべきである。教育等その他の分野との連携の観点から、文部科学省等他省庁との連携も併せて進めるべきである。

（最終報告掲載場所） ホーム ＞ 政策について ＞ 審議会・研究会等
＞ 障害保健福祉部が実施する検討会等
＞ 障害児入所施設の在り方に関する検討会

聴覚障害児支援中核機能モデル事業（イメージ）

関連資料1

【新規】令和2年度予算案 168,000千円

目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。

このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

内容

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置
2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携
3. 家族支援の実施
4. 巡回支援の実施

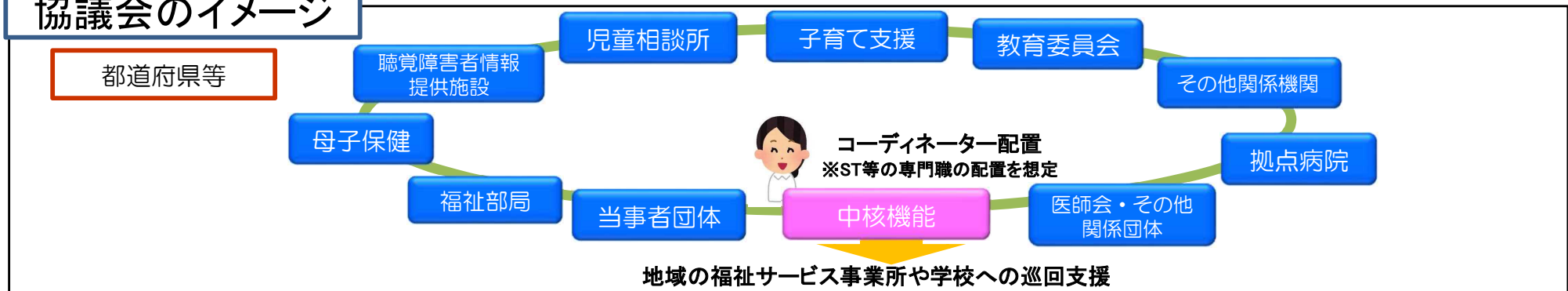
実施主体

- ・都道府県
- ・指定都市

（委託可）

※全国で14か所程度

協議会のイメージ



中核機能イメージ

一体型

連携型

派遣型

特別支援学校の敷地内

空き教室等の活用を想定

児童発達支援
センター
or
児童発達支援
事業

聴覚
支援学校

※地域の実状に合わせた柔軟な役割分担

既存の事業所の活用を想定

児童発達支援
センター
or
児童発達支援
事業

ST等の派遣

聴覚
支援学校

※地域の実状に合わせた柔軟な役割分担

都道
府県等
ST等雇用

ST等の
派遣

児童発達支
援センター
or
児童発達支
援事業

ST等の
派遣

聴覚
支援学校
or
特別支援
学校

○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

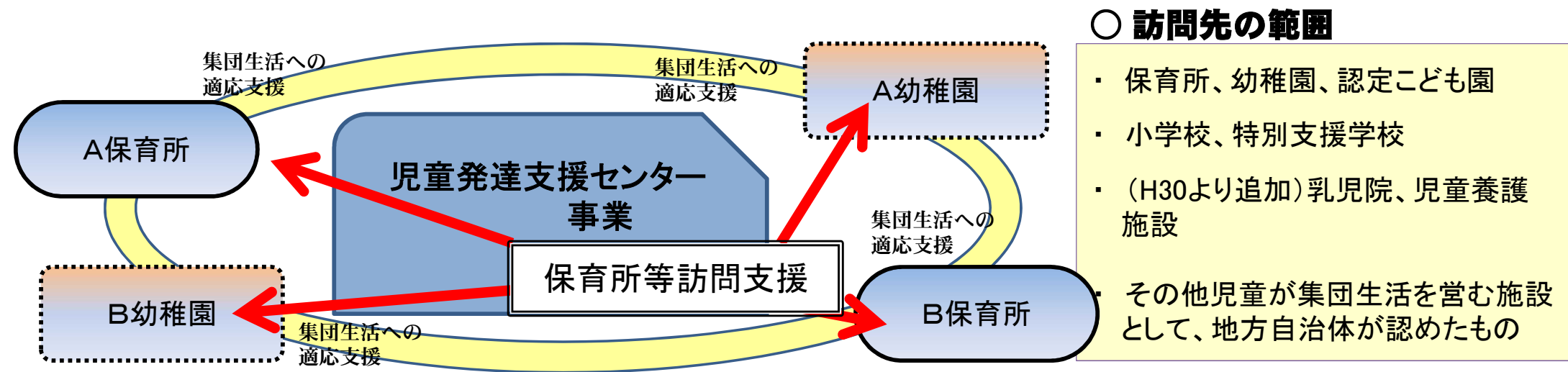
○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断

*発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ (H30より追加) 乳児院、児童養護施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

厚生労働省ホームページ 医ケア児とその家族に対する支援策について

「厚生労働省のHPに、医ケア児とその家族に対する支援策について、省内関係部局、他省庁の施策等を横断的に紹介するページを開設し、情報発信。

(掲載場所)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

【掲載情報】

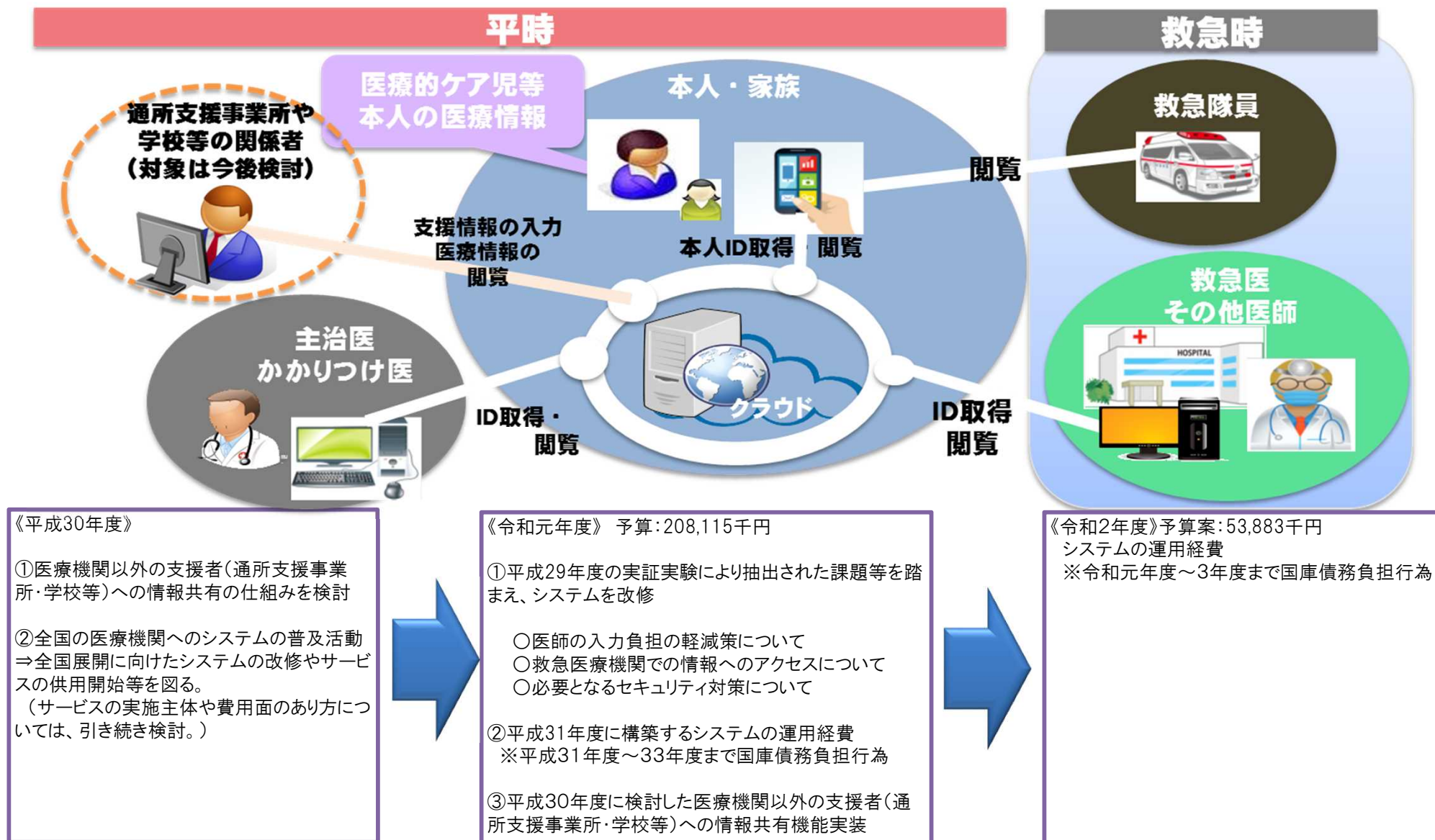
医療的ケア児に関する以下の情報をご覧になれます。

- 関係省庁及び自治体等の施策情報
- 担当者会議(資料、動画)
- 調査研究報告書 等



医療的ケア児等に対する支援制度を厚生労働省、文部科学省の関係部局で連携してマップとしてまとめたもの

医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするため、平成28年度の調査研究及び平成29年度のプロトタイプシステムを活用した実証実験をもとに、令和元年度に全国展開に向けたシステムの改修及びプレ運用を行い、令和2年度から本格的にシステムを運用する。



○障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

「①ウェルビーイングの保障」「②最大限の発達の保障」「③専門性の保障」「④質の保障」「⑤包括的支援の保障」

○施設種別ごとの課題と今後の方向性

機能	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
1)発達支援機能	・ケア単位の小規模化の推進 ・施設職員の専門性の向上と、教育と福祉のライフステージに沿った切れ目ない連携 ・新たな施設類型として地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)(仮)の導入の検討	・福祉的支援の強化のための保育士等の配置促進 ・医療的ケア児の判定基準についての研究成果を踏まえた、重症心身障害児以外の医療的ケア児に対する更なる支援
2)自立支援機能	・早い段階から退所後の支援に取り組むための関係機関との連携を担うソーシャルワーカーの配置促進 ・18歳以上の入所者への対応(いわゆる「過齢児問題」) ① 障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす現行のみなし規定(令和3年3月31日まで)の延長は行わない ② 22歳程度までの柔軟な対応や障害特性等によりどうしても受け入れ困難なケースにおける対応も含めた退所後の処遇の検討 - 以上の施策を円滑に進めるための諸措置の検討	・療養介護への移行を行う際のアセスメントや協議の実施 ・地域移行に向けた外泊の実施に対する更なる支援 ・肢体不自由児に対する有期有目的の入所支援の更なる活用推進と重症心身障害児に対する活用促進の検討
3)社会的養護機能	・心理的ケアを行う専門職の配置及び職員に対する更なる研修の実施 ・児童相談所との連携 ・保育所等訪問支援等による障害児入所施設から児童養護施設・乳児院への専門性の伝達	
4)地域支援機能	・障害児等が抱える課題解決に向けて必要となる支援について総合調整の役割を担うソーシャルワーカーの配置促進 ・障害児の代替養育として委託されている里親、ファミリーホームの支援	・短期入所が地域の中で計画・運営されるよう次期障害児福祉計画の中で明示
5)その他	・契約による入所児童と措置による入所児童についての現行の取り扱いを示した厚生労働省通知の再周知及び全国の状況の継続的把握・共有 ・運営指針の策定等、質の確保・向上の仕組みの導入の検討 ・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や社会的養護分野におけるアドボケイト制度を参考とした障害児の意見表明の促進 ・入所施設と他の障害福祉サービスを柔軟に併用できる仕組みの検討 ・入所の措置権限を有する都道府県と退所後の地域生活を支える役割を主に担う市町村との連携強化 ・市町村への入所決定権限付与についての検討 ・現行4.3対1となっている福祉型の職員配置基準について少なくとも児童養護施設の目標と同等の4対1程度までの引上げ	

➤厚生労働省は、第2期障害児福祉計画や令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等において実現が図られるよう検討するとともに、厚生労働省内担当部局や文部科学省等の他省庁との連携をより一層推進すべきである。

障害児入所施設の現状

障害児入所施設 指定事業所数、児童数

	福祉型					医療型			合計
	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体	自閉	肢体	重心	
指定事業所数	235	4	6	7	8	3	57(16)	208(72)	528
定員	7,621	67	108	155	262	78	3,395(1,358)	21,188(7,434)	32,874
現員	6,558	46	73	78	189	34	2,122(967)	19,268(6,737)	28,368
児童数	5,100	43	68	70	163	34	1,036(190)	2,213(648)	8,727
措置	3,351	13	65	53	111	15	311(68)	630(169)	4,549
契約	1,749	30	3	17	52	19	725(122)	1,583(479)	4,178
18歳以上	1,458	3	5	8	26	0	1,086(777)	17,055(6,089)	19,641

※ 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数

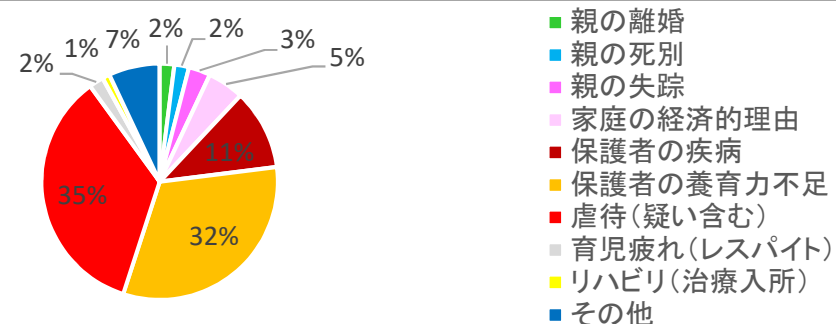
※ 重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている

出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設の入所理由

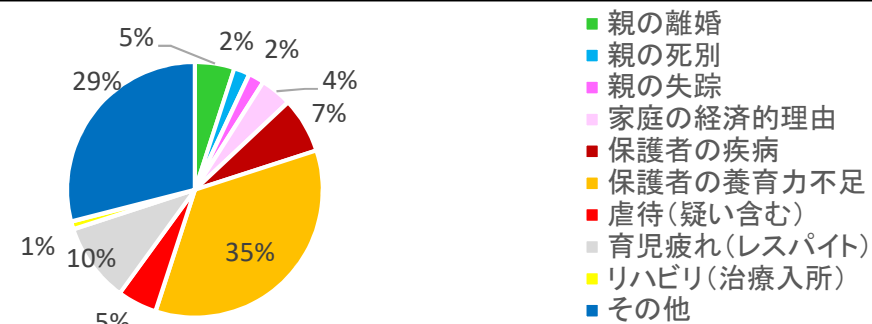
措置

n=4247



契約

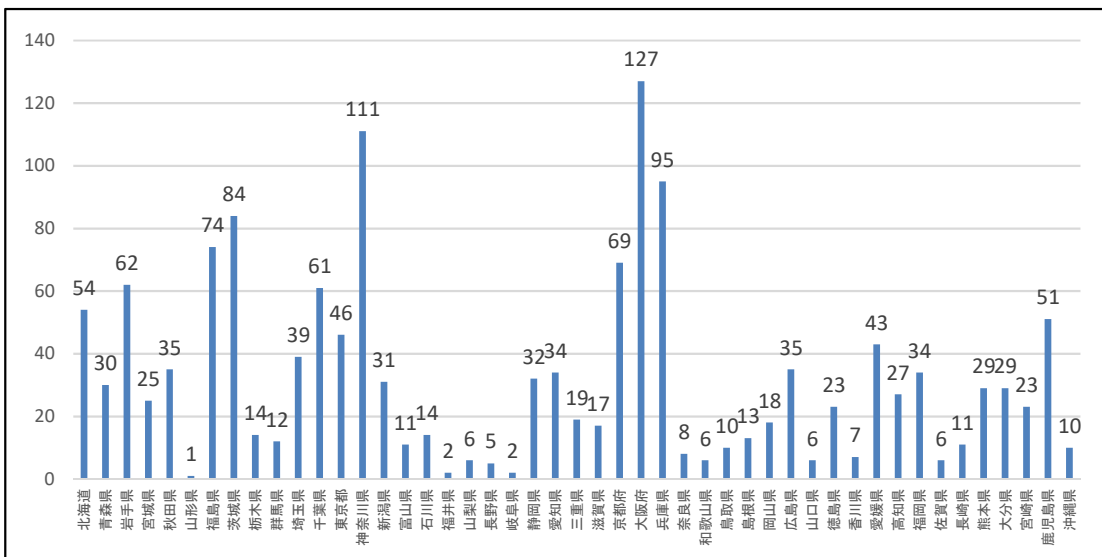
n=2682



※ 「保護者の養育力不足」の実際の内容には、子どもの障害の状態や家族へのサポート体制がどのようなだったか等、様々な要因があることが考えられることに留意する必要がある。

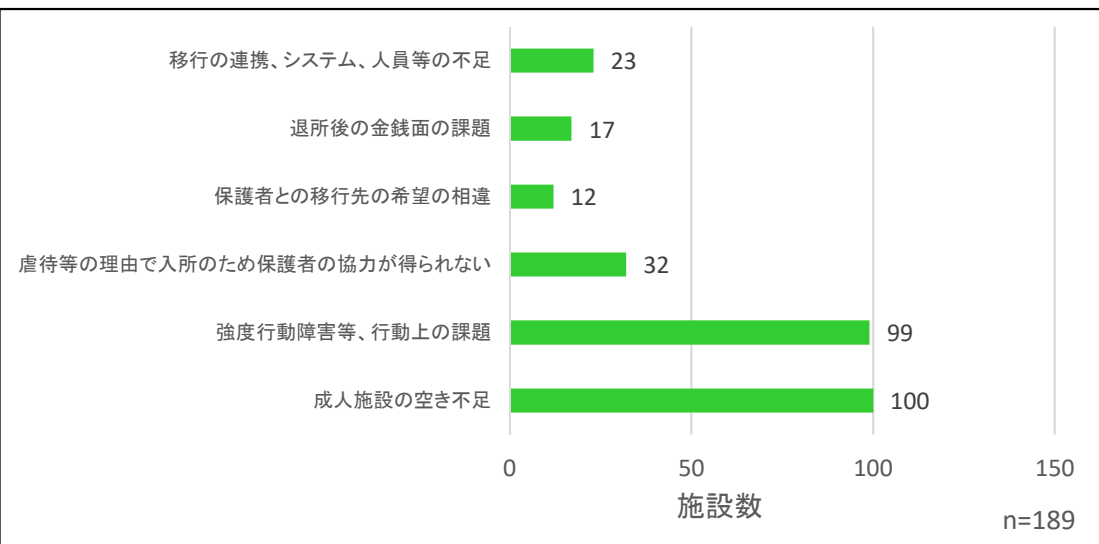
出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設における過齢児の数(都道府県別)



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設における移行を進める上での主な課題



※ 複数回答

出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年1月17日時点)

2. 発達障害児支援施策の推進について

(1) 青年期の発達障害者にかかる支援の促進について(関連資料1)

発達障害児者及びその家族を支援するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング等の取組みを支援する「発達障害児者及び家族等支援事業」を実施している。

令和2年度予算案では、学校卒業後18歳を過ぎると放課後等デイサービスといった地域生活の支援施策が整備されていないことから、「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを推進することとしている。

各都道府県、指定都市においては実施についてご検討いただくとともに、管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願いしたい。

(2) 巡回支援専門員整備事業の拡充について(関連資料2)

障害の早期発見・早期対応のため、発達障害等に関する知識を有する専門の職員が保育所や放課後児童クラブ等子育て親子等が集まる施設・場へ巡回し、施設のスタッフや親に対し、助言等を行う「巡回支援専門員整備事業」を実施している。

令和2年度より、更に発達の気になる子などに対して継続的な支援を行えるよう個別に家庭訪問を行う等の取組みについても本事業の対象とすることとしている。

各指定都市においては実施についてご検討いただくとともに、各都道府県においては管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願いする。

(3) 発達障害児とその家族等を支える地域支援体制の充実について(関連資料3)

発達障害の早期発見・早期対応を行い、発達障害児者及びその家族に長く寄り添い支援をしていくためには、地域の身近な場所で支援を受けられるよう体制を整備していくことが重要である。

各市町村で実施される乳幼児健診の場や(2)の巡回支援専門員を活用し、早期発見等に努めるとともに福祉・医療・保健・教育等各分野が連携し、障害の特性にあった適切な発達支援ができるよう体制を整えていただきたい。

また、発達障害の初診待機の長期化が課題となっていることを踏まえ、都道府県の拠点医療機関や発達障害に関する地域の専門医療機関(小児科や精神科)がかかりつけ医等地域の医療機関に対し必要に応じて実地研修や指導・助言等を行う等積極的に連携を行うことが望まれる。

市町村独自に資源を整備できない場合などは、都道府県が設置する発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネジャー、あるいは圏域で設置された児童発達支援センターが中心となり、近隣の市町村の社会資源を活用できるようコーディネート等行うことで、比較的小規模な自治体においても必要な支援が届くよう人材確保のための研修等の開催を含めた体制整備を推進していくことが期待される。

各都道府県において、管内市町村の支援体制の充実に向けた支援をお願いしたい。

(4)「世界自閉症啓発デー」について(関連資料4)

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

これに先立ち、世界自閉症啓発デー2020・日本実行委員会において、「セサミストリート」の自閉症の特性があるキャラクターである「ジュリア」とその友達の「エルモ」、「クッキーモンスター」等を起用した啓発ポスターを作成し、2月から各自治体等へ配布している。

また、ポスターの他、フライヤー(チラシ)、リーフレットについても世界自閉症啓発デー実行委員会のホームページに掲載しているので、各自治体におかれても、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による積極的な普及啓発をお願いしたい。

(参考)世界自閉症啓発デー・日本実行委員会(公式サイト)

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/>)

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を掲載

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会でうまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、**「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを行う。**

ペアレントメンター養成等事業



- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業



- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等

ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等



発達障害者等青年期支援事業【拡充】

発達障害者等の青年期の居場所作り等



発達障害等に関する知識を有する専門員(※1)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援(※2)を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

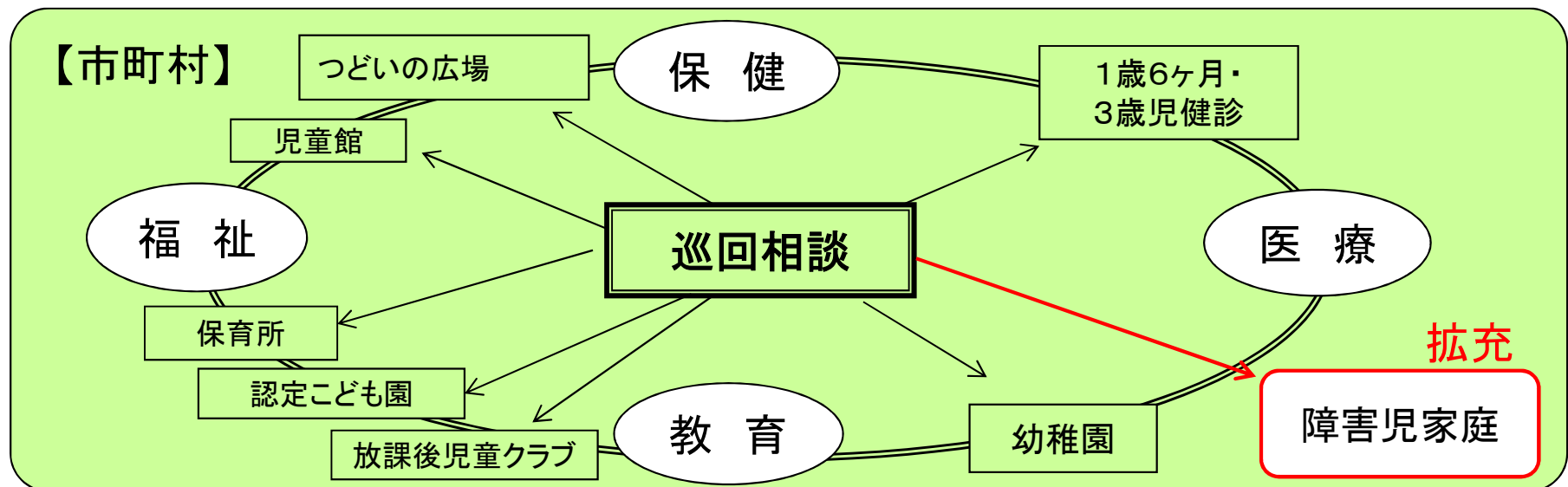
専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

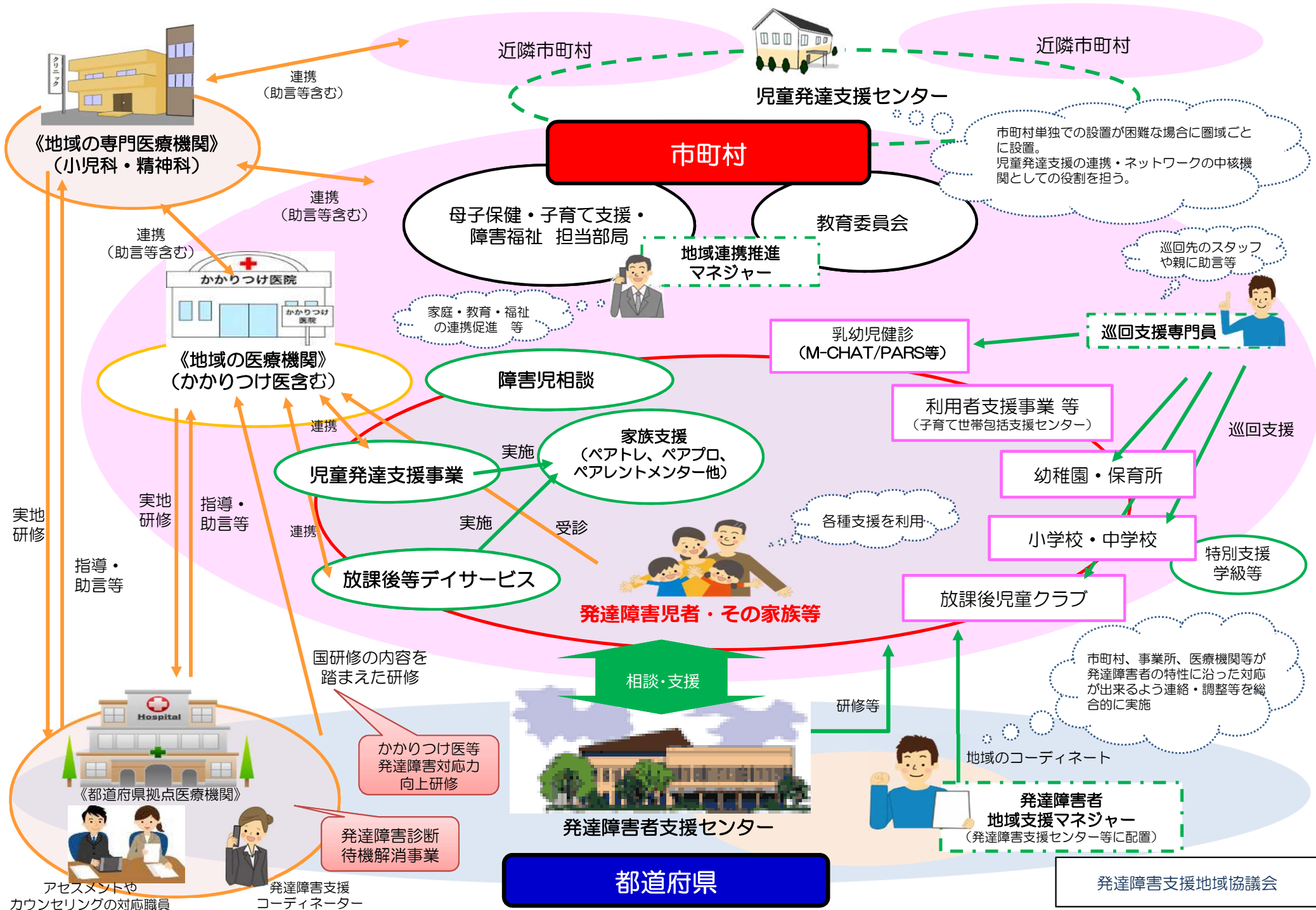
(戸別訪問等を実施する場合)

専門員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は公認心理師等を想定。

※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング(ペアレントプログラム)の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供





【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

<啓発ポスター>

毎年4/2は 国連の定めた 世界自閉症啓発デー 発達障害啓発週間 4月2日～8日

みんなともだち
みんなたいせつ
みんなのこせい

SESAME STREET

世界自閉症啓発デー 日本実行委員会公式サイト
http://www.worldautismawarenessday.jp/

お問い合わせ先 一般社団法人日本自閉症協会 Tel.03-3545-3380 Fax.03-3545-3381 E: asj@autism.or.jp

<オフィシャルHP>

世界自閉症啓発デー
日本実行委員会<公式サイト>

毎年4月2日は、国連の定めた
世界自閉症啓発デー

毎年
4/2～4/8は、
発達障害啓発週間

メニュー

- トップページ
- 「世界自閉症啓発デー」とは
- イベント2018
- 知ってほしいこと
- 国連事務総長と大臣からのメッセージ
- 作品展
- 関連機関2018
- 日本実行委員会2018について
- アンケート
- 応援メッセージ
- ジュリアちゃんテーマソング

応援メッセージの募集

「江ノ電に乗ってあじさいを見に行こう」
この絵は、増岡瑞起さんの作品です。

施 策 照 会 先

【厚生労働省代表電話:03-5253-1111】

1. 障害児支援の推進について

障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室障害児支援係 有川智基(内線3037)

2. 発達障害児支援施策の推進について

障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室発達障害者支援係 長谷川純(内線3038)